

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年9月までの期間及び平成2年3月から5年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和59年10月から60年9月までは10万4,000円、平成2年3月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から5年6月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和59年10月から60年9月までの期間及び平成2年3月から5年6月までの期間の当該訂正後の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月1日から平成6年7月21日まで
給料支払明細書によると、申立期間について、社会保険庁の記録上の申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬額よりも低いと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和59年10月から60年9月までの期間、平成2年3月から5年6月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和59年10月から60年9月までは10万4,000円、平成2年3月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から5年6月までは14万2,000円として、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う

標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和57年12月から59年9月までの期間、60年10月から平成2年2月までの期間及び5年7月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録にある標準報酬月額が一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和57年12月から59年9月までの期間、60年10月から平成2年2月までの期間及び5年7月から6年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの期間、39年11月から40年3月までの期間及び41年2月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年3月まで
② 昭和39年11月から40年3月まで
③ 昭和41年2月から46年3月まで

私が20歳の時に、母が私の国民年金加入手続を行い、近所の集金人であるA氏に保険料を支払っていたのを覚えている。

納付したことを証明する証拠は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとするA氏から事情を聴取した結果、同氏が国民年金保険料の集金を開始したのは、昭和45年以降であると推認でき、申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録（昭和38年度～42年度）」に係る検認の押印状況は、社会保険事務所の被保険者台帳及びB市の被保険者名簿の納付記録とすべて一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年7月までの期間、41年9月から43年4月までの期間、43年10月から44年6月までの期間及び46年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から同年7月まで
② 昭和41年9月から43年4月まで
③ 昭和43年10月から44年6月まで
④ 昭和46年2月から同年12月まで

私は、昭和47年から55年までの間の特例納付実施期間にA市役所国民年金課に出向き、納めていない月が無いように10万円又は20万円を支払った。年金手帳に記載がなく、領収書ももらえなかったことから、少し不安に思ったが、役所のすることなので信用していた。納得がいかないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等に係る申立人の記憶は曖昧である。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市の被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和47年1月10日（任意加入）とされていることから、申立期間は未加入期間となっており、A市において、47年1月以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、A市では、特例納付に係る納付書を備え付けておらず、一時預かりも行っていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年4月まで

昭和43年1月まで勤務していた事業所を退社後、職業安定所の紹介によりA市B区にある有限会社Cが経営する喫茶店で店員として勤務した。店の2階が寮になっており10名以上の従業員が住んでいた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として記憶している者に申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が記憶している同僚（1名）は、連絡先を確認することができず、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたと見られる同僚（3名）から事情を聴取しても、申立人を記憶している者はいないため、当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、申立期間に係る雇用保険被保険者記録が確認できない上、申立事業所は、申立期間当時の人事記録、給与台帳等を保管していない。

さらに、社会保険事務所の保管する、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立人の氏名等は登載されておらず、欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から聴取しても保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年12月30日まで

私は、職業安定所の紹介で昭和48年8月にA事業所（B県C市）に雇われて、申立期間当時、D町にあったE事業所で一人清掃業務をしていた。その後、昭和49年2月にA事業所を退社しE事業所に移ったが、以前同様、引き続き清掃業務をしていた。

しかし、A事業所での厚生年金保険加入記録を見ると、昭和49年1月1日から同年2月9日までの記録しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の同僚から申立人についての供述を得ることができず、また、申立人の勤務場所であったE事業所の社員からは、申立人がE事業所において清掃業務を行っていたとの供述は得られたものの、申立人が申立期間にA事業所社員として勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人から、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、A事業所は既に廃業し、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されていないことなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認した結果、申立人の健保番号17番（昭和49年1月1日資格取得）以前に申立人の氏名は見当たらないことなど、申立人が申立期間について厚生年金保険の被保険者として資格取得した事実を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から35年5月1日まで

A株式会社に3年位勤務し、結婚のために退職した。当時は、厚生年金に加入していることも知らなかったのに、聞いたこともない脱退手当金が支給されていることになっている。脱退手当金を請求したことはなく、受け取ってもいないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和35年12月28日に支給決定されているとともに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から31年5月まで

申立期間当時、A事業所に勤務し、主に木製品、建具、カマボコ用の板などの運送をしていた。当該事業所での厚生年金被保険者記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人の詳細な当時の記憶及び当時の事業主の家族の供述が一致することなどから推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立事業所が申立期間及びそれ以外の期間においても厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、事業主の家族は、「ずっと個人事業であった。」と供述している。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、当時の状況を聞く事ができず、また、申立人も当時の同僚に係る記憶が十分でない上、事業所の廃業に伴い、賃金台帳などの関連資料等も保管されていないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。